



住宅用火災警報器の寿命は10年が目安

住宅用火災警報器（以下、警報器）の設置義務化から10年余りが経過し初期に設置された警報器の中には、劣化や電池切れが生じていると考えられます。

アンケート調査から、「設置後10年を目安に本体の交換を勧められていることを知らない」「汚れやホコリの除去等のお手入れをしていない」「作業確認の点検をしていない」等の事柄がわかってきました。

そもそも「設置義務があることを知らない」という場合もあるようですが、消防庁による実際の住宅火災における被害状況の分析では、警報器の設置により、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少するという分析結果も出ています。

《警報器の便利な機能をご存じですか？》

警報器の銘柄によって音や表示の作動周期に差はあるものの、検知時には「電池切れです」「故障です」「異常です」等の音声通知があり、その後「ピッピッ」という音や表示灯の点滅によって知らせてくれるようです。



《警報器も間違える？》

警報器に汚れがついたり、ホコリがたまったりすることで誤作動することもあるようです。設置したらそれで安心してしまわず、定期的にチェックや掃除をすることが必要になってきます。

事例① 火災警報器から「火事です」との異常音が作動してびっくりした。引きひもを引っぱると音は止まった。タバコは吸わないし、煙も出ていなかった。

(80歳代 男性)

事例② 早朝、急に自宅の火災警報器が鳴り出した。火の気はなく大丈夫だったが、あまりに大きな音で困った。

(70歳代 女性)



《最後に》

警報器は警報を発していなくても、常にセンサーが作動し、監視しています。本体の消耗・劣化を考慮し10年を目安に本体を交換しましょう。なお、点検・交換の際は、けがなどに注意すると共に、点検・交換に便乗した悪質商法にも十分注意しましょう。



深刻な事態にも！ 強引な自宅の買い取りに注意

全国の消費生活センター等に、「強引に勧誘され、安価で自宅を売却する契約をしてしまった」「解約したいと申し出たら違約金を請求された」「自宅を売却し、家賃を払ってそのまま自宅に住み続けることができるといわれ契約したが、解約したい」といった、自宅の売却に関する相談が寄せられています。

消費者が所有する自宅を不動産業者に売却した場合、クーリング・オフはできません。契約の内容をよく理解しないまま、安易に売却の契約をしてしまうと、特に高齢者の場合、住む場所が見つからなかったり、解約の際に違約金を支払うことで生活資金が少なくなったりするなど、今後の生活に大きな影響が生じる可能性があります。

〈事例〉

要介護認定を受け一人暮らしをしている。不動産業者から「住宅について有利な話がある」と電話があり訪問を承諾した。すぐに営業員二人が訪ねて来て、「自宅マンションを1千万円で買い取る。その後は家賃13万円で住み続けられ、管理費や固定資産税もかからない」と言われた。一人では決められないと断ったが「早く決めないと売れなくなる」とせかされ、夜11時頃まで勧誘され、契約書にサインしてしまった。解約したい。(80歳代 女性)



アドバイス

1. 消費者が自宅を不動産業者に売却した場合、クーリング・オフできません。契約解除には、手付金の倍額を支払うか、契約条項に基づく高額な違約金が必要となるので安易に契約してはいけません。
 2. 「賃貸として住み続けられる」などと勧誘されることもありますが、良い話だけではありません。不動産取引は複雑です。信頼できる人に相談するなどし、一人で対応せず、取引の内容を理解するまで契約してはいけません。
 3. 安易に自宅を売却してしまうと、住む場所がなくなるなど、生活に深刻な影響が生じる可能性もあります。自宅を売るつもりがなければ、訪問を許さず、「売りません」「契約しません」ときっぱり断りましょう。
- 困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

(国民生活センター 見守り新鮮情報より)

クーリング・オフなど契約に関する相談は・・・

稲城市消費生活センター

相談電話 042-378-3738

月～金曜日(年末年始・祝日除く)

午前9時30分～正午、

午後1時～3時30分

